

侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しん等 の感染症法上の取扱いについて

平成26年1月
厚生労働省健康局結核感染症課

侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しん等の患者の届出方法・届出事項の変更

現状・課題

- 五類感染症である侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんは国際的時流や国内流行状況等を踏まえた対応の強化が求められているところ。これらの疾病については、届出方法について、法令上は週ごとの報告だが、報告様式上（通知上）は24時間以内目途の届出を求めているが、法令上の義務と通知上求める対応が一致せず齟齬が生じており、発生時にあまねく迅速な対応をとることができないおそれあり。
- 届出事項については、年齢、性別等に限られ、氏名、住所の届出は求められておらず、患者の接触者等に対し行政として対策をとることができないおそれあり。

各感染症の特徴

- 侵襲性髄膜炎菌感染症は、①国際保健規則に基づく報告の検討対象とされていること、②濃厚接触による二次感染が生じ得、発症した場合の重症度が高く、発生時には予防内服による流行の拡大防止のため、迅速に積極的疫学調査を実施する必要があることから、即時かつ氏名・住所等の個人情報を含む報告が望ましい。
- 麻しんは、感染力が非常に強く（空気感染）、死亡する場合もあるなど重篤性も認められる一方、発生時にはワクチンによる流行の拡大防止が可能であることから、「麻しんに関する特定感染症予防指針」において、麻しんの排除及び排除状態の維持に向け、一例でも患者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や周囲の感受性者への予防接種の推奨等の対応について規定されており、即時かつ氏名・住所等の個人情報を含む報告が望ましい。

論点

- 侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんについて、法令上、即時（24時間以内）かつ氏名・住所等の個人情報の届出を求めることとしてはどうか。

(参考)

感染症法に基づく主な措置の概要

	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	新型インフルエンザ等感染症
規定されている疾病名	エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 等	結核 SARS 鳥インフルエンザ(H5N1) 等	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス 等	黄熱 鳥インフルエンザ(H5N1を除く。) 等	インフルエンザ 性器クラミジア感染症 梅毒 等	新型インフルエンザ※1 再興型インフルエンザ※2
疾病名の規定方法	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	法律(発動は大臣による公表)
隔離【検査法】	○	×	×	×	×	○
停留【検査法】	○	×	×	×	×	○
検査【検査法】	○	×	×	×	×	○
無症状病原体保有者への適用	○	×	×	×	×	○
疑似症患者への適用	○	○(政令で定めるもの)	×	×	×	○ (かかっていると疑うに正当な理由のあるもの)
入院の勧告・措置	○	○	×	×	×	○
就業制限	○	○	○	×	×	○
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	×	×	○
死体の移動制限	○	○	○	×	×	○
生活用水の使用制限	○	○	○	×	×	△※3
ねずみ、昆虫等の駆除	○	○	○	○	×	△※3
汚染された物件の廃棄等	○	○	○	○	×	○
汚染された場所の消毒	○	○	○	○	×	○
獣医師の届出	○	○	○	○	×	○
医師の届出	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (7日以内)	○ (直ちに)
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○
建物の立入制限・封鎖	○	×	×	×	×	△※3
交通の制限	○	×	×	×	×	△※3
健康状態の報告要請	×	×	×	×	×	○
外出の自粛の要請	×	×	×	×	×	○

※1 新型インフルエンザとは、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※2 再興型インフルエンザとは、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※3 2年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、全部又は一部を適用することができる。

(参考)

侵襲性髄膜炎菌感染症

侵襲性髄膜炎菌感染症とは

- 髄膜炎菌によって引き起こされる急性の全身感染症であり、敗血症、髄膜炎及び髄膜脳炎等の病態を呈する。

感染経路は

- 健康なヒトの鼻咽頭からも低頻度ながら分離され、髄膜炎菌を含んだ飛沫(咳やくしゃみ、会話、発語などで飛び散るしぶき)感染で伝播する。

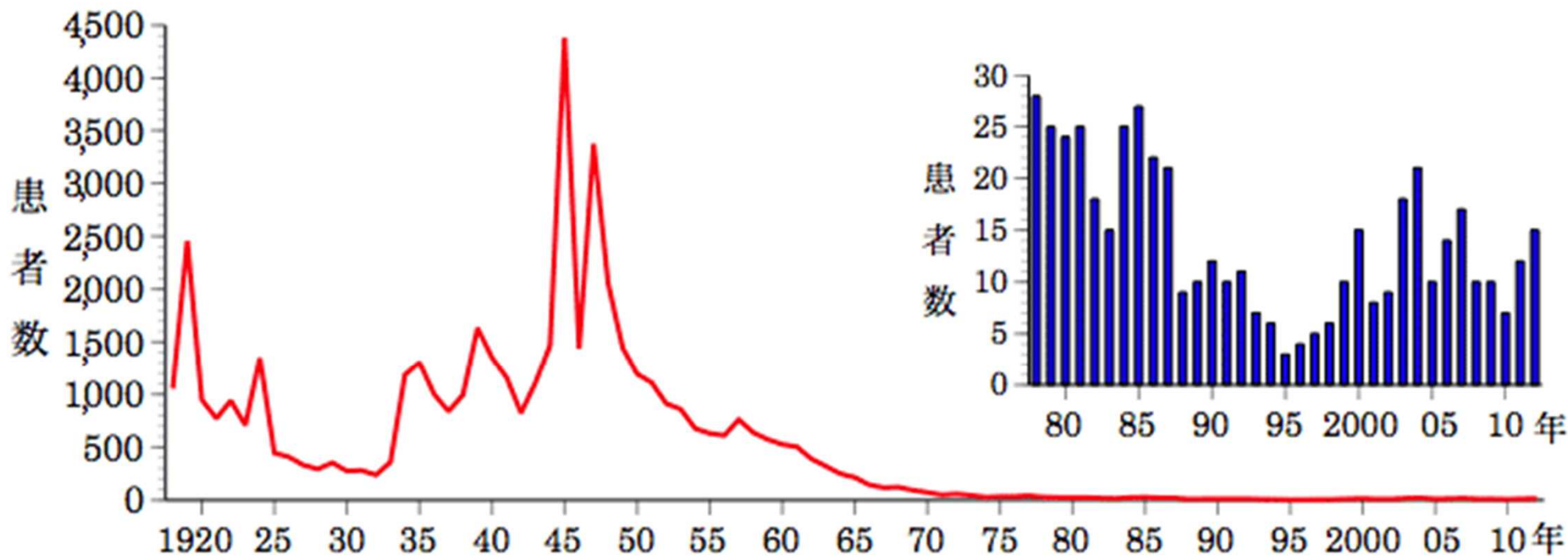
侵襲性髄膜炎菌感染症の症状

- 感染して2～10日(平均4日)後に、突発的に発症する。
- 髄膜炎では、発熱、頭痛、吐き気、髄膜刺激症状の他、痙攣、意識障害、乳児では大泉門膨隆などの症状が生じる。
- 敗血症例では発熱、悪寒、虚脱を呈し、重症化を来すと紫斑の出現、ショック並びにDIC(Waterhouse-Friedrichsen症候群)に進展することがある。
- 全数把握が開始された、2013年4月～10月までの報告における侵襲性髄膜炎菌感染症の致命率は17%となっている。

(参考)

週別侵襲性髄膜炎菌感染症報告数の推移

髄膜炎菌性髄膜炎患者報告数の推移, 1918~2012年



1999年3月までは「伝染病統計」による流行性脳脊髄膜炎患者数
1999年4月からは感染症発生動向調査 (2013年11月15日現在報告数)

・ 1999年以降、2013年3月まで、毎年7~21例の報告があった。



(参考)

国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態を構成するおそれのある事象の評価

- 下記の疾患では、深刻な公衆衛生上の影響を生じ、国際的に感染が広がる可能性のあることから、常に国際保健規則が定める手続を用いて評価しなければならない。
 - コレラ
 - 肺ペスト
 - 黄熱
 - ウイルス性出血熱(エボラ出血熱、ラッサ熱、マールブルグ病)
 - ウエストナイル熱
 - その他の国内や地域で特別の懸念となる疾患(デング熱、リフトバレー熱、髄膜炎菌感染症など)

(参考)

麻しん（はしか）

麻しんとは

麻しんウイルスによって引き起こされる急性の全身感染症です。

感染力は

- 非常に強く、空気を介してヒトからヒトへ感染します。
- 例えば、広い体育館のような場所に麻しんの患者がいると、そこにいる多くの方が感染するほどの強い感染力です。
免疫を持っていない人が感染するとほぼ100%発症します。

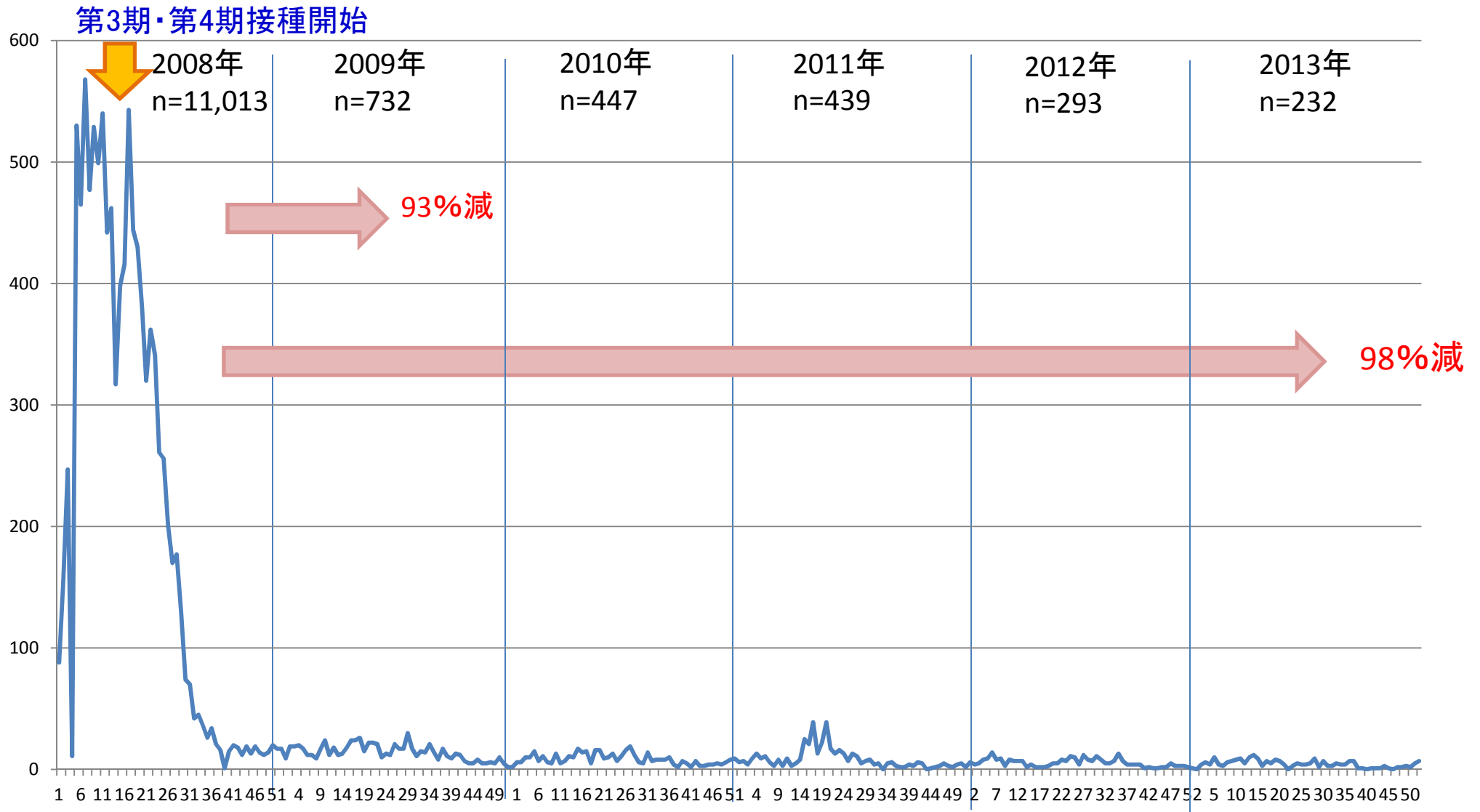
麻しんの症状

- 感染して約10日後に発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が現れ、その後39°C以上の高熱と発疹が出ます。
- 麻しんは発症すると、肺炎、中耳炎を合併しやすく、患者1,000人に1人の割合で脳炎を発症すると言われています。死亡する割合も、先進国であっても1,000人に1人と言われています。

(参考)

週別麻疹報告数の推移

2008～2013年 (2014年1月16日現在)



※nは患者報告数

(2008～2013年の報告数は2014年1月16日現在)

(参考)

麻しんの排除目標について

我が国の目標

- 平成27年度までに麻しんの排除を達成し、世界保健機関による麻しんの排除の認定を受け(土着株による感染が3年間確認されないこと)、かつ、その後も麻しんの排除の状態を維持すること

今後の重要な対策

1. 定期接種の接種率目標(95%以上)の達成・維持
※麻しん風しん混合ワクチンを使用します。
2. 麻しん患者が一例でも発生した際の対応を強化
※周囲の感受性者に対する予防接種の推奨等の対応を含む。
3. 届出・検査・相談体制の充実
4. 普及啓発の充実